

事件審査の手順は？

1 審査の開始

被害者などからの申立てによる場合と、検察審査会が自ら知り得た資料（たとえば新聞記事など）をきっかけに職権で審査を開始する場合の2つがあります。

2 審査会議

審査は、通常、検察庁から取り寄せた捜査記録などの書面を調べることにより行います。検察審査会が必要と認める場合は、検察官から意見を聴取したり、審査補助員（弁護士）の助言を求めたりすることもできます。

なお、審査会議は非公開で行われます。

3 議決の種類

審査を終えると、通常、次の3つのうち、いずれかの議決をします。①については8人以上、②及び③については6人以上の多数が必要です。

① 起訴相当の議決

「検察官の不起訴処分は間違っている。起訴して裁判にかけろべきだ。」という判断をした場合の議決です。

② 不起訴不当の議決

「検察官の不起訴処分は納得できない。もっと詳しく捜査した上で起訴・不起訴の処分をすべきだ。」という判断をした場合の議決です。

③ 不起訴相当の議決

「検察官の不起訴処分は相当である。」という判断をした場合の議決です。

4 結果の通知等

議決をしたときは、その結果を不起訴処分をした検察官が所属する地方検察庁の検事正や申立人などに通知します。また、検察審査会の掲示場にその要旨を7日間掲示します。

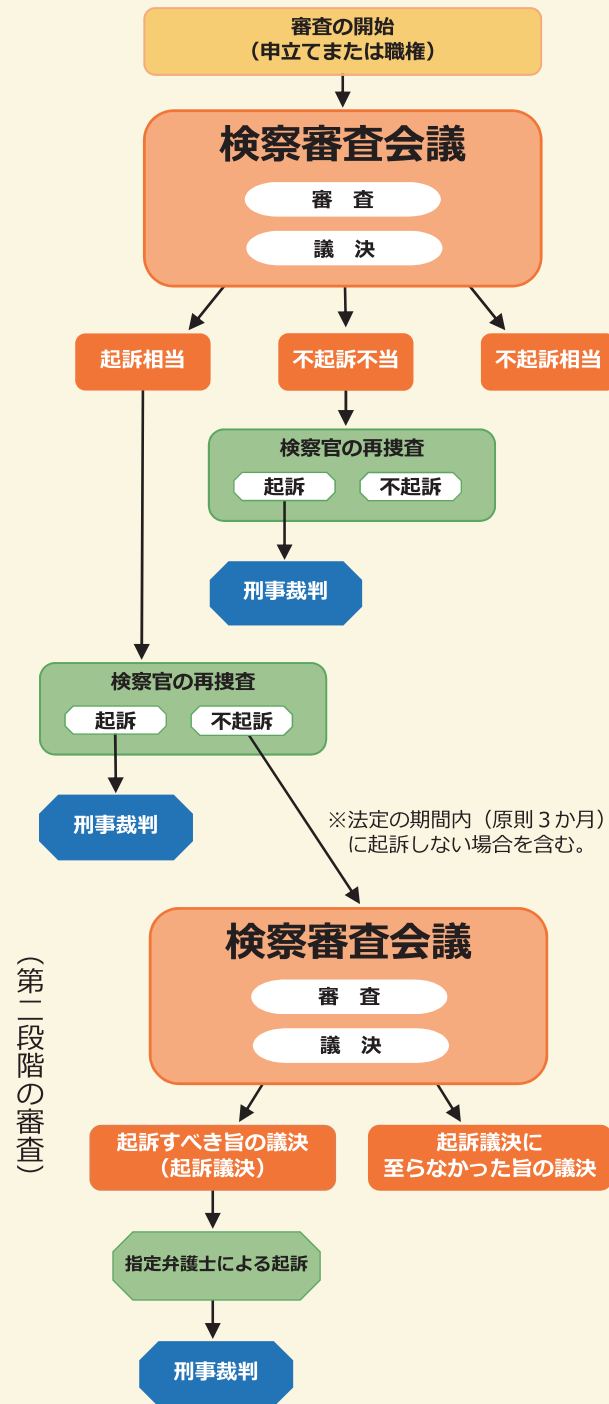
5 第二段階の審査

起訴相当の議決（3①）に対し、検察官が改めて不起訴処分をした場合や定められた期間内に処分をしない場合、検察審査会は再度の審査（第二段階の審査）をします。

その結果、起訴すべきであるとの議決（起訴議決）をすると、その議決は強制力を持ち、裁判所が指定した弁護士が検察官に代わって公訴を提起（起訴）することになります。

このように、起訴議決には法的拘束力がありますので、第二段階の審査を行う場合には、より慎重かつ適正な判断がなされるよう、必ず審査補助員（弁護士）を委嘱することとされています。また、起訴議決の前には、検察官に意見を述べる機会を与えなければなりません。

検察審査会の流れ



裁判員制度とはどこが違うの？

検察審査会制度と裁判員制度の主な違いは、次の表のとおりです。

	検察審査会制度	裁判員制度
職務	主に検察官の不起訴処分の当否について審査する。	一定の重大な犯罪について刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める。
人数	一審査会につき、11人(その他同数の補充員もいる)。	一事件につき、原則6人(その他補充裁判員もいる)。
任期	6か月。ただし、審査会議は月に1～2回(全国平均)。	参加する対象事件の公開開始から判決まで。多くの場合3日から5日。
公開・非公開	会議はすべて非公開。	裁判は公開、評議は非公開。

検察審査会はどこにあるの？

検察審査会は、全国に165庁設置されており、全国の地方裁判所と主な地方裁判所支部の庁舎内にあります。

詳しい情報をお知りになりたい方は、検察審査会のウェブサイトをご覧ください。

検察審査会ウェブサイト

<https://www.courts.go.jp/about/sonota/kensin/index.html>



検察審査会 Q & A

不起訴処分のよしあしについて
国民の皆さんが審査する制度です

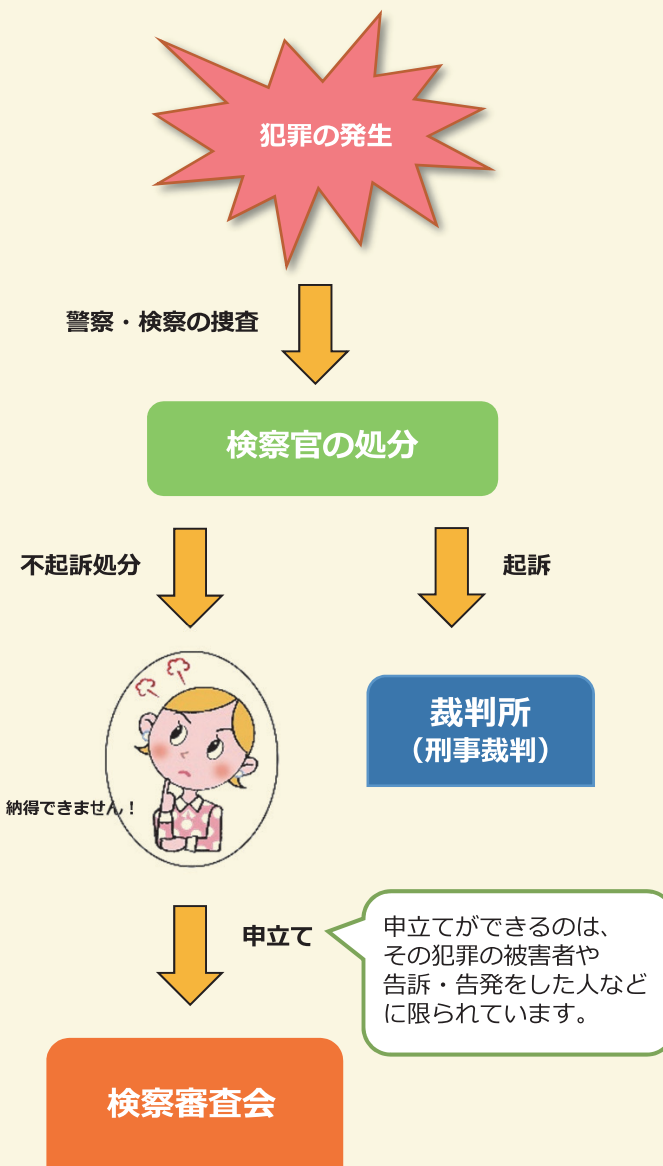


検 察 審 査 会

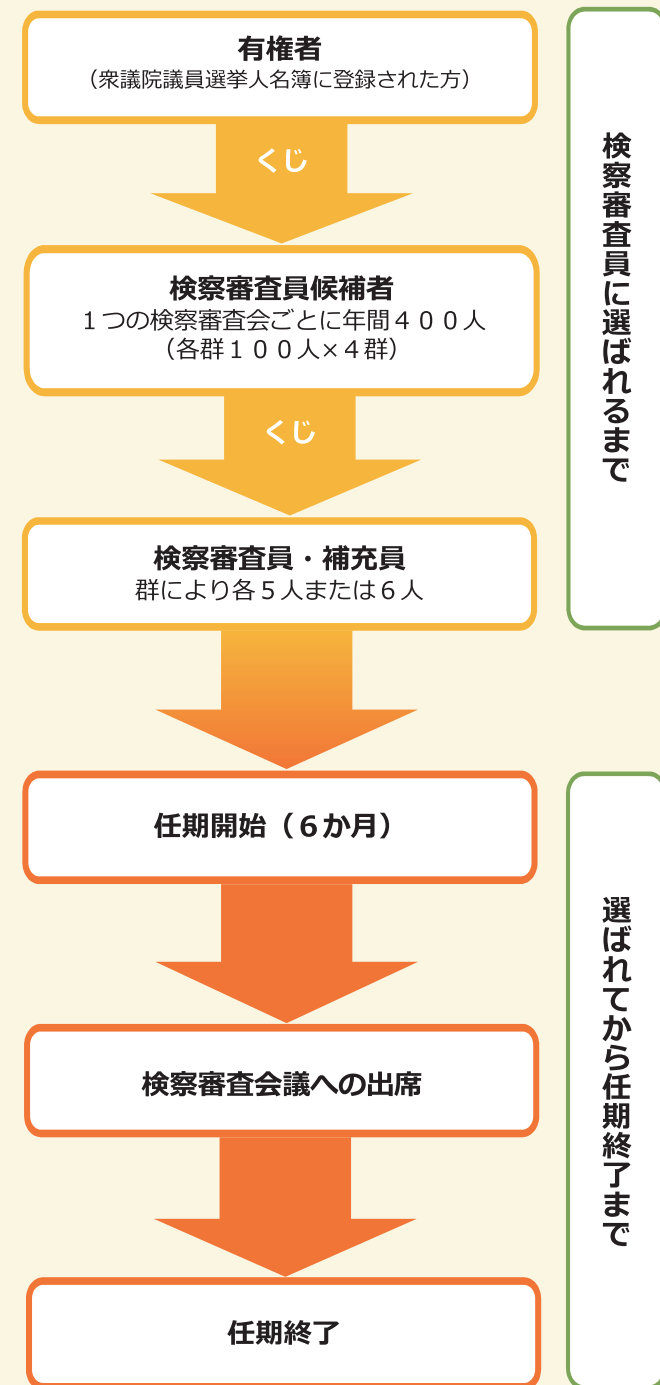
検察審査会とは？

検察審査会は、検察審査会法（昭和２３年法律第１４７号）により設置された国の機関であり、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた１１人の検察審査員が、検察官が事件を起訴しなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査しています。

昭和２３年に制度が始まってから、これまでに６５万人以上の方が検察審査員・補充員に選ばれています。



検察審査員はどうやって選ばれるの？ 選ばれたらどんなことをするの？



各市区町村の選挙管理委員会が有権者を対象に行ったくじの結果をもとに、各検察審査会事務局において、第１群から第４群までの群（任期が異なる４つのグループ）ごとに検察審査員候補者名簿を作成し、候補者にその旨の通知をします。

候補者には、任期開始の約３か月前までに質問票を送付し、その回答などに基づいて、一定の職業（司法関係者等）に就いている人や辞退が認められた人などを候補者から除いた上で、くじで検察審査員・補充員を選びます。

検察審査員・補充員に選ばれた方には、任期開始の約１か月前までに、検察審査会事務局からその旨と最初の会議日をお知らせします。

※ 群ごとの任期、選ばれる時期や人数については、下の図をご覧ください。

検察審査員・補充員の任期は６か月で、３か月ごとに約半数が入れ替わります。任期の前半は経験を積んだ前の群の審査員と審査を行い、任期の後半は後の群の審査員と審査を行うことで、円滑に審査を進められるようになっています。

群	月	（任期は６か月）											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第１群 〔１２月選定〕 （各５人）			2/1					7/31					
第２群 〔３月選定〕 （各６人）						5/1				10/31			
第３群 〔６月選定〕 （各５人）		1/31							8/1				
第４群 〔９月選定〕 （各６人）					4/30							11/1	

任期中には、審査会議に出席して、不起訴処分のよしあしを審査します。

審査会議は、１１人の検察審査員が参加して開催され、検察審査員の中から互選された検察審査会長が議長となって、進行します。

※ 事件審査の流れについては、裏面をご覧ください。

検察審査員・補充員が検察審査会議に出席した場合には、政令に基づき、交通費・日当等が支払われます。
なお、審査会議は、平均で月に１～２回です。

法律知識がなくても大丈夫？

検察審査員の仕事は、検察官のした不起訴処分が国民の常識に合致しているか否かを判断することですから、法律的な専門知識は不要です。

審査に必要な場合は、法律上の問題点などについて、審査補助員（弁護士）の助言を求めることができます。

補充員の役割は？

検察審査会は、１１人の検察審査員によって構成されますが、１人でも検察審査員が欠けると、会議を開き議決することができないことになっています。そこで、検察審査員が病気等で会議に出席できなくなったり、やむを得ず辞任した場合などに、その人に代わって検察審査員の仕事をします。

守秘義務って何？

検察審査会議は非公開で行うこととされており、検察審査員・補充員には、守秘義務（秘密を守る義務）があります。これは、検察審査員が会議の場で自由に発言できるようにするとともに、捜査の秘密や関係者のプライバシーを守るために必要とされています。

ただし、検察審査員・補充員を経験した感想を話すことは問題ありません。

検察審査員を辞退できる？

広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、原則として辞退することはできません。ただし、法律が定める辞退事由（次の①～⑥）に該当すると検察審査会が認めた場合は、辞退することができます。

- ① 年齢が７０歳以上の人
- ② 国会又は地方公共団体の議会の議員（会期中に限る。）
- ③ 公務員や教員
- ④ 学生や生徒
- ⑤ 次の経験がある人
 - ・過去５年以内に検察審査員・補充員、裁判員・補充裁判員を経験した
 - ・過去３年以内に選任予定裁判員になった
 - ・過去１年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続期日に出席した（ただし、辞退した方は除く。）
- ⑥ 重い病気、長期海外滞在、その他やむを得ない事由があって、検察審査会から辞退の承認を受けた人